

令和3年度第2回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会

議事次第

日時：令和4年2月1日（火）午後2時～
場所：スペースアルファ三宮 特大会議室

1 開会

2 議事

（1）令和4・5年度における保険料率の改定案について

3 閉会

令和3年度第2回
兵庫県後期高齢者医療制度懇話会
資料

令和4年2月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

目 次

(1) 令和4・5年度における保険料率の改定案について・・・・・・・ 1

(1) 令和4・5年度における保険料率の改定案について

令和4・5年度における保険料率の改定案について

(1) 保険料率(案)及び賦課限度額(案)について

① 保険料率(案)

	改定案	現 行	差 引
均等割額 (月額4,179円)	50,147円 (月額4,179円)	51,371円 (月額4,281円)	△1,224円 (月額△102円)
所得割率	10.28%	10.49%	△0.21ポイント

- 被保険者一人当たりの平均年保険料額（給付費準備基金活用後）

改定案	現 行	差 引	伸び率
83,517円 (月額6,960円)	86,924円 (月額7,244円)	△3,407円 (月額△284円)	△3.92%

※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 現行は令和2・3年度の実態調査時加重平均です。

- 後期高齢者負担率の引き上げ等により、保険料収納必要額は増加しますが、前年度までの剩余金を積み立てた令和3年度末の給付費準備基金残高見込み200.6億円を全額活用することにより、一人当たり平均年保険料額がマイナス3,407円、マイナス3.92%の引き下げとなりました。（均等割額はマイナス1,224円、所得割率はマイナス0.21ポイント）

- 被保険者一人当たりの平均年保険料額（給付費準備基金活用前）

4・5年度	現 行	差 引	伸び率
93,194円 (月額7,766円)	86,924円 (月額7,244円)	+6,270円 (月額+523円)	7.21%

※ 各種軽減適用後の数値です。

※ 現行は令和2・3年度の実態調査時加重平均です。

②賦課限度額（案）

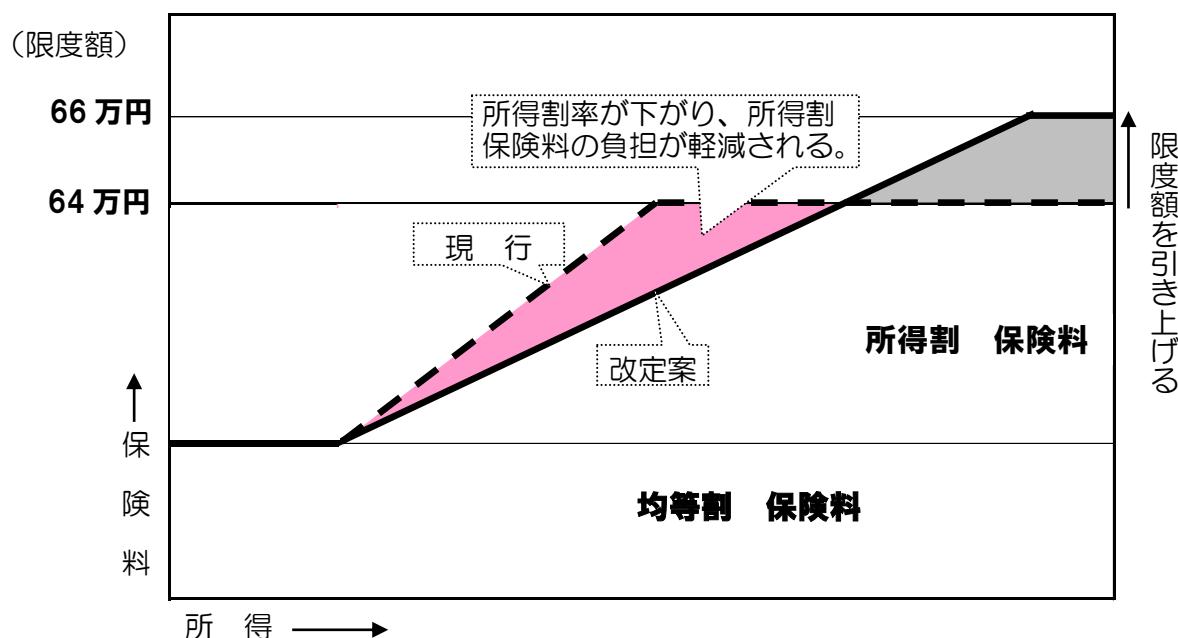
	改定案	現 行	差 引
賦課限度額	66万円	64万円	+2万円

後期高齢者医療保険料は、所得の高い方の負担が過大にならないよう、年間の賦課限度額が設定されています。

被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、国において、保険料の賦課限度額が引き上げられました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合も、国基準と同額の賦課限度額の改定を行う予定です。

〔限度額引き上げの効果（イメージ図）〕



◎保険料率(案)によるケース

(1)基礎年金受給者(老齢基礎年金受給年額 78万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,411円		15,411円			7割
	月額			1,284円			
改定後	年額	15,044円		15,044円	△367円	△2.38%	7割
	月額			1,254円	△30円		

(2)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 120万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	15,411円		15,411円			7割
	月額			1,284円			
改定後	年額	15,044円		15,044円	△367円	△2.38%	7割
	月額			1,254円	△30円		

(3)厚生年金の標準的な年金受給者(厚生年金受給年額 187万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	25,685円	35,666円	61,351円			5割
	月額			5,113円			
改定後	年額	25,073円	34,952円	60,025円	△1,326円	△2.16%	5割
	月額			5,002円	△111円		

(4)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 196万5千円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	25,685円	45,631円	71,316円			5割
	月額			5,943円			
改定後	年額	25,073円	44,718円	69,791円	△1,525円	△2.14%	5割
	月額			5,816円	△127円		

(5)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 220万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	41,096円	70,283円	111,379円			2割
	月額			9,282円			
改定後	年額	40,117円	68,876円	108,993円	△2,386円	△2.14%	2割
	月額			9,083円	△199円		

(6)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 300万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	51,371円	154,203円	205,574円			
	月額			17,131円			
改定後	年額	50,147円	151,116円	201,263円	△4,311円	△2.10%	
	月額			16,772円	△359円		

(7)基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と同居している方

(子(世帯主)事業所得年額 300万円、被保険者 老齢基礎年金受給年額 78万円)

		均等割額	所得割額	合 計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	51,371円		51,371円			
	月額			4,281円			
改定後	年額	50,147円		50,147円	△1,224円	△2.38%	
	月額			4,179円	△102円		

(2)被保険者数・医療給付費について

①被保険者数の推移と見込みについて

- 被保険者数見込は、増減要因をそれぞれ見込み、推計日現在の最新被保険者数に要因別の加算・減算を行う積み上げ方式としました。

なお、要因別見込数は、原則として制度開始以降の増減平均割合を算出したものを前年同月数に乗じて算出し、年齢到達による増については、令和2年度国勢調査及び令和元年10月1日現在人口推計より生年別に年齢到達者を見込んで算出しました。

- 3月～2月平均被保険者数見込

$$\text{平均被保険者数} = 75\text{歳以上被保険者数} + \text{障害認定者数}$$

- 負担割合別被保険者数見込

3割負担の被保険者については、制度開始以降の増減平均割合から対総数の構成割合を見込み、総数の見込数に乗じて算出しました。

2割負担の被保険者については、第140回社会保障審議会医療保険部会(R3.2)の資料で示された、兵庫県の被保険者に占める2割負担の割合である22.2%を施行月（R4.10）以降の総数の見込数に乗じて算出しました。

(単位：人)

	総数(*1)				75歳以上 (*1)	障害認定者 (*1)	総数の対 前年伸び 率	対総数の構成割合		
		1割(*1)	2割(*1)	3割(*1)				1割	2割	3割
20 年度	(*)2 565,037	518,165		46,872	541,557	23,480	—	91.70%		8.30%
21 年度	582,630	537,638		44,992	560,690	21,940	3.11%	92.28%		7.72%
22 年度	602,241	557,789		44,453	581,825	20,417	3.37%	92.62%		7.38%
23 年度	622,997	578,206		44,791	604,023	18,974	3.45%	92.81%		7.19%
24 年度	642,783	597,606		45,177	624,642	18,141	3.18%	92.97%		7.03%
25 年度	659,420	614,132		45,288	641,541	17,878	2.59%	93.13%		6.87%
26 年度	672,128	626,305		45,823	654,131	17,997	1.93%	93.18%		6.82%
27 年度	689,748	643,491		46,257	672,286	17,462	2.62%	93.29%		6.71%
28 年度	715,603	667,545		48,058	699,030	16,573	3.75%	93.28%		6.72%
29 年度	742,033	692,216		49,817	726,220	15,813	3.69%	93.29%		6.71%
30 年度	764,477	713,154		51,323	749,118	15,359	3.02%	93.29%		6.71%
元年度	787,369	734,411		52,958	773,083	14,286	2.99%	93.27%		6.73%
2年度	797,513	744,911		52,602	784,566	12,947	1.29%	93.40%		6.60%
3年度 見込	802,049	749,679		52,370	790,342	11,707	0.57%	93.47%		6.53%
4年度 見込	832,639	777,420		55,219	822,985	9,654	3.81%	93.37%		6.63%
4年度 (10～2) 見込(*3)	842,306	598,893	186,992	56,421	833,290	9,016	—	71.10%	22.20%	6.70%
5年度 見込	868,743	617,660	192,861	58,222	861,322	7,421	4.34%	71.10%	22.20%	6.70%
4+5 見込 (平均)	850,691				842,154	8,538				

(*1) = 区分ごとに各月末の被保険者数を合計し、12月で除して算出しているため、

(総数) = (75歳以上) + (障害認定者)、(総数) = (1割) + (2割) + (3割) とならない場合がある。

(*2) = 4月～2月(11か月)平均 (*3) = 10月～2月(5か月)平均

②一人当たり医療給付費の見込みについて

●一人当たり医療費について

令和3年度は、3月診療分から10月診療分までの8か月分の実績、及び11月診療分から2月診療分までの推計を足して求めました。11月診療分から2月診療分の推計については、過去5年分及び令和3年10月診療分までの各月にかかる「受診率」、「一件当たり日数」、「一日当たり医療費」を求め、過去5年間の同月の平均伸び率または令和3年3月から10月診療分の対前年度の伸び率の平均のいずれか大きい方を同月の前年度実績に乗じて求めて3要素を推計し、これらを掛け合わせて各月の一人当たり医療費を算出しました。

令和4年度は、令和2年度・令和3年度（推計後）の一人当たり医療費が新型コロナウイルス感染症の影響があることを考慮し、令和元年度実績の「受診率」、「一件当たり日数」、「一日当たり医療費」に対し、各伸び率見込みを乗じ、令和4年度の3要素を求める根拠推計値を算出し、これらを掛け合わせて、一人当たり医療費を算出しました。

令和5年度も、令和4年度の3要素の各推計値に各伸び率見込みを乗じ、これらを掛け合わせて一人当たり医療費を算出しました。

なお、令和4年度・5年度の医療費算出に際しては、診療報酬改定の内容も反映させています。

●医療費について

上記で求めた各年度の一人当たり医療費に、被保険者数の見込みを乗じて算出しました。

●医療給付費について

上記で求めた現役並み所得とそれ以外の各医療費に、給付割合を乗じて保険者負担額を算出しました。

高額療養費については、令和2年度の支払い実績に上記の一人当たりの医療費及び被保険者数の伸び率を乗じて算出しました。

●2割負担の影響額の算出について

厚生労働省事務連絡の「都道府県別の2割負担導入による影響推計」を元に、影響額を算出しました。

年度	医療給付費 (千円)	伸び率 (%)	3月～2月平均 被保険者数(人)	伸び率 (%)	一人当たり医 療給付費(円)	伸び率 (%)
20年度	(*4)456,844,606 (実績)418,774,222	—	(*5)565,037	—	(*4)808,522 (実績) 741,145	—
21年度	487,808,886	6.78	582,630	3.11	837,253	3.55
22年度	523,005,133	7.22	602,241	3.37	868,432	3.72
23年度	551,269,694	5.40	622,997	3.45	884,867	1.89
24年度	573,189,168	3.98	642,783	3.18	891,730	0.78
25年度	597,356,067	4.22	659,420	2.59	905,881	1.59
26年度	615,663,329	3.06	672,128	1.93	915,991	1.12
27年度	647,567,691	5.18	689,748	2.62	938,847	2.50
28年度	666,990,849	3.00	715,603	3.75	932,068	△0.72
29年度	701,808,953	5.22	742,033	3.69	945,792	1.47
30年度	720,337,600	2.64	764,477	3.02	942,262	△0.37
元年度	750,074,487	4.13	787,369	2.99	952,634	1.10
2年度	726,033,652	△3.21	797,513	1.29	910,372	△4.44
3年度 見込	751,991,694	3.58	802,049	0.57	937,588	2.99
4年度 見込	804,689,403	7.01	832,639	3.81	966,433	3.08
5年度 見込	848,045,612	5.39	868,743	4.34	976,175	1.01
4+5 見込	(合計) 1,652,735,015		(平均) 850,691 (合計) 1,701,382		(平均) 971,407	

(*4) 11か月分（平成20年4月～平成21年2月診療分）を12か月分に換算したものです。

(*5) 4月～2月（11か月平均）

(3)後期高齢者負担率の変更について

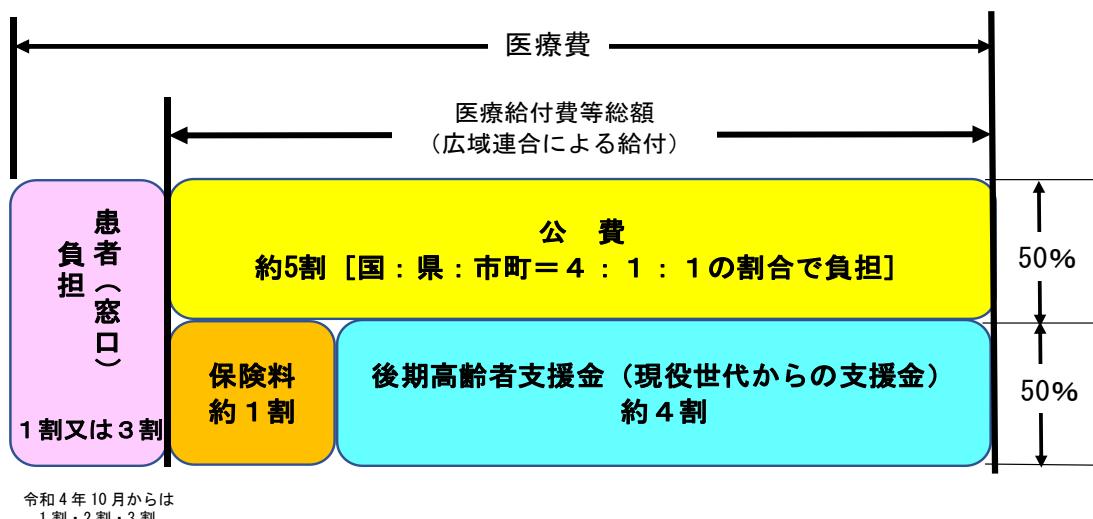
医療給付費は、公費で約5割、現役世代からの支援（現役世代の保険料）で約4割、高齢者からの保険料で約1割をまかなうことになっています。

更なる高齢化の進展により現役世代の人口が減少し、後期高齢者が増加すると現役世代の負担が重くなることから、世代間の負担の公平性を維持するため、令和4・5年度の後期高齢者負担率が11.72%に引き上げられました。

・過去の後期高齢者負担率の推移

20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・31年度	2・3年度
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%

・参考：費用負担のイメージ図



(4)兵庫県財政安定化基金について

①保険料率の抑制のための交付について

県と協議を行ったが、広域連合の給付費準備基金の令和3年度末残高見込みの全額活用により、保険料率が引き下げられていることから、前回改定に引き続き今回も交付はない見込みです。

②拠出による積み立てについて

県との協議の結果、保険料収納リスク及び給付費増加リスクについて現在の基金残高見込み（55.3億円）で対応できると見込まれることから、前回改定に引き続き今回も積み立てはない見込みです。

このため今回の保険料率算定に当たっては、拠出金は費用に計上していません。

(5)費用の額及び収入の額の内訳について

保険料率を試算する際のベースとなる費用の額及び収入の額の内訳は、次のとおりです。

費用の額（2か年度分）		1兆6,656億5,100万円
内 訳	医療給付費	1兆6,527億3,500万円
	審査支払手数料	32億6,000万円
	財政安定化基金拠出金	0万円
	保健事業費	24億1,000万円
	保健事業と介護予防の一体的実施	25億1,500万円
	葬祭費	46億7,000万円
	減免額	6,100万円

収入の額（2か年度分）		1兆4,923億8,400万円
内 訳	国庫負担金	3,924億1,900万円
	高額負担金(国)	94億5,700万円
	県負担金	1,308億600万円
	高額負担金(県)	94億5,700万円
	市町負担金	1,308億600万円
	普通調整交付金	1,213億6,400万円
	特別調整交付金 (保健事業と介護予防の一体的実施)	16億7,700万円
	後期高齢者交付金	6,741億9,700万円
	保健事業補助金	8億300万円
	その他収入(第三者納付金)	13億3,800万円
	給付費準備基金	200億6,000万円
	財政安定化基金	0万円

<主な積算根拠>

- ・ 医療給付費 • • • 7ページ参照
- ・ 審査支払手数料 • • • 手数料単価 @57.2円 × 約5698.5万件
- ・ 保健事業費 • • • 国の補助単価を基に算定
- ・ 葬祭費 • • • 1件単価 @5万円 × 93,394件
- ・ 減免額 • • • 令和3年度決算見込みから推計
- ・ 国・県・市町負担金、普通調整交付金、後期高齢者負担金
• • • 医療給付費を基礎として国の定めた算定式により算定

(6)保険料率の算出方法について

